

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和5年度

社会福祉法人 さとり
ナーサリースクールT&Yこもれびの森

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ナースリースクールT&Yこもれびの森
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	重田 伸子
定員(利用人数):	定員:90名(利用人数:87名)
所在地:	〒252-0332 相模原市南区西大沼3-5-8
TEL/FAX:	TEL: 042-702-9885 FAX: 042-702-9899
ホームページ:	http://www.satori-hoikuen.com/index.html
開設年月日:	2015年2月1日
経営法人・設置主体:	社会福祉法人さとり

職員数	常勤/非常勤	常勤:19名	非常勤:12名
	専門職員(名称)	園長:1名	子育て支援員:1名
		保育士:23名	栄養士:1名(外部委託)
		事務員:1名	調理員:3名(外部委託)

施設状況

保育室:7室	ランチルーム:1室	トイレ:6ヶ所
調理室:1ヶ所	事務室:1ヶ所	職員休憩室:1室
園庭:有		

③理念・基本方針

【保育理念】
子ども一人ひとりを大切に、保護者との一体感を持ち、地域との交流を深め、愛される保育園を目指します。

【保育方針】
☆子どもの人権を尊重します。
☆子どもの生きる力の基礎を育てます。
☆地域の自然を生かし、探究心・想像力を養います。

【保育目標】
☆自分で考え、行動できる子。
☆自分も友達も大切にできる子。
☆自然の中で遊べる子。

④施設・事業所の特徴的な取組

保育園の前には「こもれびの森」が広がり、春には桜の木の下で春の風を感じながらのかけっこ、夏には森の木陰でお茶を飲みながらひと休み。秋には積み上げると背丈ほどにはなる枯葉のベッドに寝転び、冬は霜柱を踏んだ時のシャリッとする感覚を楽しむなど、季節の移り変わりを感じられる恵まれた環境の保育園です。

●様々な体験や遊びを通して学びを深め「生きる力」を育てるため、職員が3つの係に分かれ取り組みを行っています。

・おもちゃ・リミック係：職員の手作りおもちゃや子どもたちが自分で製作し楽しめるおもちゃの提供をします。自分の力で完成することで、ものを作ることの楽しさと達成感を感じ、自己肯定感が高まります。リミック係は、身体的、感覚的、知的な発達を促すことが出来るような楽しめる指導を行います。

・食育係は、毎月の「食育の日」に夏野菜の栽培やいもほりなどの行事を行います。

・保健衛生・安全係は、保育園全体の衛生、安全の環境維持と向上に努め、基本的な生活習慣が身に付くよう手洗い指導や歯磨き指導など楽しく学べるような行事を行います。

●ECCによる英会話教室(2.3.4.5歳児)を行っています。ネイティブの先生が週に1回来園し、歌や踊り、挨拶や季節の単語などに無理なく楽しく触れることのできるプログラムを行っています。

●職員一人ひとりが人権に対して意識を持ち、子どもの主体性を大切にしています。気持ちに寄り添っていくとともに、考える力が身に付き、行動することができるように取り組んでいます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和5年5月1日

訪問調査日：令和5年10月12日

評価結果確定日：令和6年1月15日

受審回数(前回の時期)

1回(前回：2018年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点1)担任だけでなく、園全体で一人ひとりを見守る保育を行っています

園では、担任だけでなく全職員が、子ども一人ひとりの発達状況や個性の違いを理解し、その日の体調も含め、その子に合わせた対応ができるように取り組んでいます。子どもは、一人ひとり好きな遊びも性格も違い、褒め方、注意の仕方、子ども同士のトラブルがあった時の仲立ちの仕方も、その子どもに合わせた対応が必要です。子どもに寄り添った対応ができるよう、園全体で子どもの情報共有を行っています。朝夕の合同保育ではコーナーを作り、好きな遊びができるようにしたり、それぞれの子どもの自立の意欲に合わせた保育を行っています。

2)食育に力を入れており、子どもたちは食事に興味を持ち楽しんでます

子どもの発達に合わせた食育計画を作成し、食に関する豊かな経験を通し、興味と食を楽しむことができるよう取り組んでいます。野菜を育て、見て、触って、匂いを嗅いだりする体験を大事にしています。3歳からはクッキング活動も取り入れ、自分たちが育てた野菜の調理体験をしています。秋には近隣のさつま芋畑で芋ほりを体験させてもらっています。収穫したサツマイモはおやつにして食べています。4、5歳児はカウンター越しに調理室が見えるランチルームで、ビュッフェ形式で食事をしています。

3)ヒヤリハットを保育に生かすことが期待されます

安心安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築され、取り組まれています。ヒヤリハットの事例収集が殆どない状況です。ヒヤリハット報告は少ないことが安全に繋がるのではなく、収集することが職員の「危機への気づき」を促す効果を生み出します。夏のプールや水遊び、森の中の散歩、屋上での運動など、保育の各場面や子ども一人ひとりの行動の特徴などの中でのヒヤリハット報告により、事故防止への対応策が適切に講じられることが期待されます。

4)保護者に保育の様子を伝える工夫が望まれます

クラスごとに連絡帳を活用し、送迎時にその子に応じた様子を伝え、健康に過ごせたり、成長が感じられるよう話をしています。入園説明会や入園式などで保育方針・保育目標等を伝えています。保護者は保育参加・参観日に参加して、園での生活を体感・体験していますが、日頃の子どもの保育の様子を知りたいとの要望があります。ドキュメンテーションやICTアプリの導入等により、保育の様子を伝えることが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

開園10年を迎え、保護者の皆様や地域の方々との交流も深まり、ご理解をいただきながら定着してまいりました。前回の受審から5年経ちましたが、この5年間は新型コロナウイルスの流行という、経験したことのない状況の中、感染リスクの中での保育の質の向上に職員一同で向き合い、取り組んできました。

今回の受審では、自園の保育や運営のあり方を保育士だけでなく、職員全体で振り返りを行う機会をいただきました。自分たちの保育の良い点や課題、改善点を話し合い、更なる課題も見えて来ました。専門的、客観的な立場での評価をいただいたことは、今後の課題を再認識することにつながりました。中でも保育の工夫についてなど良い評価をいただいたことは、今後の大きな励みと自信に繋がりました。今回の結果を受け止め、今後のさらなる保育の質の向上と、よりよい保育の提供ができるよう全職員で取り組んでいきたいと思えます。

お忙しい中アンケートにご協力いただきました保護者の皆様、ありがとうございます。頂きましたご意見・ご要望などは、今後の保育運営つなげていきたいと思えます。

ナーサリースクールT&Yこもれびの森
重田 伸子

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- *全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- *評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

園の保育理念、保育方針、保育目標は明文化されており、入園前の2月に実施される「入園説明会」で「重要事項説明書」により、保護者へ周知が図られています。4月1日実施の入園式では「保育園のしおり」を使い、保育の理念・方針・目標を説明しています。特に保育理念「子ども一人ひとりを大切に、保護者との一体感を持ち、地域との交流を深め、愛される保育園を目指します」を、保護者並びに職員に周知し、日々の運営の基本として実践しています。また、保護者には子どもたちが「森で遊ぶこと」をしっかりと伝えています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

法人の園長会や相模原市の園長会で社会福祉事業全体の動向や地域の福祉計画の動向を把握していますが、具体的な分析は実施されていません。法人の園長会では保育のコスト分析や保育所利用者の推移等の分析を行い議論しています。全国的には事業経営環境は少子化の影響を受けて利用者が年々減少傾向ですが、園が立地する相模原市南区は引き続き人口が増加し、利用者が増加しています。

第三者評価結果

3 I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 - b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 - c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

園長は経営状況や保育の内容、設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等を掌握し、現状の分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしています。課題や問題点は法人に報告し、相談して取り組んでいます。園は法人から現状の園の経営状況や課題事項の提示を受け、経営状況や改善すべき課題等を職員に周知し、課題解決に向けて主体的に取り組んでいます。経営課題の職員への周知にあたっては、職員の意欲向上につながる説明を実施しています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してはいるが、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

法人は「中期計画(3～5年)」及び「短期計画(1～3年)」を作成し、各保育園に示していますが、中・長期の収支計画は確認できませんでした。中・長期の事業計画と収支計画を策定し、経営課題や問題点の中・長期にわたる改善・改革の取組が期待されます。策定にあたっては、実施状況の評価が行える内容の数値目標や具体的な成果等を設定し、必要に応じて見直しをすることが期待されます。また、中・長期計画の内容が職員に周知されることも期待されます。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
 - ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度の計画は、事業計画書として、例年、法人が法人内全保育園共通の内容で作成しています。全保育園共通の内容の為、各園それぞれの具体的な計画内容の記載はありません。今年度、園では園長が中心となり、法人の中・長期計画を踏まえて、園独自の事業計画を作成しています。計画は、保育内容や地域交流事業(世代間交流・地域子育て支援事業)、行事計画、健康・衛生・安全管理、食に対する取組等多岐にわたり、取組内容が記載されています。評価しやすくするために、単年度事業計画に、数値目標や具体的な成果等を設定することが期待されます。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
---	--	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>
 今年度は、職員等の参画のもと、職員の意見を反映し、初めて園独自の事業計画を策定しています。内容は、保育内容に関する取組や地域交流事業(世代間交流・地域子育て支援事業)、行事計画、健康・衛生・安全管理、食育に対する取組、職員研修計画(職場内での研修の充実・専門性を高める各種技能研修・カウンセリング研修等)、各種の係活動(食育係・手作りおもちゃ・リトミック係、衛生安全係)など多岐にわたり計画策定されています。また同時に「職務分担表」が作成され、職種別の職務内容が明示され周知されています。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	--	----------

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 - b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 - c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>
 法人作成の事業計画は以前はホームページで公開され、保護者はいつでも閲覧出来ましたが、今年度は公開されていません。また、園の事業計画もホームページでの公開は実施されていません。保護者には入園説明会時に「保育園のしおり」で 事業計画の「年間行事」等の説明をしています。今後、事業計画の内容を分かりやすい形で資料化し、保護者会等で保護者に伝える活動の実施が期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
---	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
- イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>
 入園式の午後に実施している新年度会議において、職員に保育の質の向上への取組方針を周知しています。職員は新クラスを受け持ったひと月後の5月末に「自己の保育目標」を作成し、前期と後期にそれぞれの期間中の活動の振り返りを行っています。後期では年間の振り返りも実施しています。目標設定時と前期終了時に園長は面談をして指導しています。園は職員の「自己評価」や振り返りを踏まえて、園としての自己評価を作成し、保育の質の向上に努めています。自己評価の内容は、エントランスに掲示し保護者や職員に周知されています。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
--	----------

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
 - ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>
 園の自己評価は年度末にまとめて公表し、職員間で課題の共有化が図られています。現在の課題は保育の質の向上や園舎設備のこと、園庭のことなどで、短期に取り組める内容と長期に地域との関係で取り組むべき内容など多様です。保育の質の向上については乳・幼会議などに毎回園長も参加しており、取組状況や課題について話し合い、職員参画のもとで改善策や改善計画を策定して実行しています。長期課題については町内会長などにも相談し、検討を依頼し、地域としての支援も要請して取り組んでいます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
 - ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるように積極的に取り組んでいます。毎月「園だより(こもればのもり)」を自ら全ての記事を書き、編集して発行しています。4月号では今年度の保育目標等を記載し、保護者に自らの役割と責任を伝えていきます。園内の職務分担表を作成し、職員には職員会議等で職種ごとの職務内容を明示して伝え、周知しています。有事(災害・事故等)における園長の役割と責任については、不在時の権限委任等を含めマニュアルに記載されており、明確になっています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
 - ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は法人の園長会での研修会や相模原市の園長会後の園長研修にも積極的に参加し、研鑽を積んでいます。職員に対しては毎年法人に要請して「ハラスメント防止研修」等を実施しています。今年度は園長自身が講師となり「法令順守」の研修を実施しています。例年、入職時期などに、職員に対して就業規則や職員の心得等を周知し確認しています。利害関係者(取引事業者、行政関係者等)とは適正な関係を保持しています。

第三者評価結果

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
 - ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
 - エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮しています。日常的にクラスを回り、保育現場の状況を把握すると共に、主任と毎月の乳児会議と幼児会議に参加して職員と話し合い、課題を共有し、指導力を発揮しています。また、職員会議やケース会議などでも話し合い、方向性を示しています。職員とは年2回個別面談をしています。面談では一人ひとりの保育の質の向上に向けた相談や悩みも聞いています。職員の体調や困りごとなどをヒヤリングし、アドバイスしています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
 - ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取組んでいる。
 - ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は園の理念や保育方針、保育目標の達成に向けて、人員配置や職員の働きやすい環境整備等に具体的に取り組んでいます。女性職員が多い職場の中で、良好な人間関係の維持に努め、時に園内研修として数日間、職員の担当クラスを変更する等の配慮をしています。有給休暇の取りやすさ等、職場環境整備にも取り組んでいます。経営の改善や業務の実効性を高める施策として、職員の中に、担当クラスフリー職員制度を導入し、フレキシブルなクラス担当を実施し、職員も意欲的に取り組んでいます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

法人は必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針を確立しています。園では長く勤務している職員が多く、対象者にはキャリアアップ研修の受講を推進し、専門リーダー資格の取得を支援しています。非常勤職員は一部担当クラスフリー制度を導入し、効率の良い勤務形態を推進し、人材の育成に努めています。東京都に隣接し、職員採用が厳しい立地環境ですが、多彩な採用活動の実施により、新たな職員の採用・育成が期待されます。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>
 法人は、人事基準を「就業規則」や「パートタイマー就業規則」、「育児・介護休業等に関する規則」等で明確に定めています。職員は年2回園長・主任と面談し、専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等が評価されています。評価項目は公表されていますが、昇進・昇格等は面接等で評価され、職員に評価・昇格の基準は明示されていません。今後、評価基準を明示して、面談結果を本人にフィードバックし、今後の目標を共有する等の取組が期待されます。また、キャリアパスの基準、必要となるスキル等人事の総合的な仕組みづくりが期待されます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
--	----------

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
 - b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
 - c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>
 職員の有給休暇取得状況や時間外勤務の状況を把握するなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。有給休暇は全職員が100%取得できるよう残日数を管理しています。また、子育て世代の職員の要望に応え、当日の有給休暇申請や1時間単位の取得にも対応しています。職員同士はお互いに休日を調整しあっています。通勤に関しては、急な必要時はマイカー通勤も申請して可能としています。現在は「相模原市勤労者福祉サービス(愛称「あじさいメイツ」)等の福利厚生制度がない状態となっており、復活が期待されます。

II-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
---	----------

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>
園長は職員と年度初めと中間の2回、個別面談を実施し、職員一人ひとりの「目標管理シート」に記載された内容や取組の水準等のアドバイスをし、中間面接では進捗状況の確認などを通して支援しています。目標の中にはピアノの練習等もあります。年度末には職員の振り返りと自己評価を確認し、職員の成長を見届けています。現在は法人統一の目標管理は実施されておらず、園の運営に任されています。法人として人材育成の柱としての目標管理制度を策定し、その趣旨や内容を職員に周知して制度が生かされる体制づくりが期待されます。

第三者評価結果

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
--	----------

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
 - ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>
園の事業計画に職員の教育・研修に関する基本方針を明示しています。園では保育士への期待として「全クラス受け持てる力量」を掲げ、研修受講を推進しています。キャリアアップ研修は、個人別に受講済と未受講科目の管理を行って支援しています。毎月の園内研修では非常勤職員や派遣社員も参加し、「個人情報守秘義務」等を学び、研鑽を積んでいます。園長も講師を2、3月ごとに担当しています。研修内容の見直しは毎年実施しています。今後、事業計画等に必要とされる専門技術や専門資格の明示と取組が期待されます。

第三者評価結果

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
--	----------

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>
職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されています。園ではキャリアアップ研修を主体に、教育・研修の機会を確保し、推進してきました。研修の受講履歴は個人別に把握されており、園長・主任は一人ひとりの担当クラスや分野別係等を考慮して、必要な研修の参加を勧めています。外部研修は相模原市主催や保育士会主催、短大主催など多岐に渡り、受講者は園内研修で職員に内容を共有し、職員全体のレベルアップにつなげています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
---	----------

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
 - ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - エ 指導者に対する研修を実施している。
 - オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>
新型コロナウイルス感染予防対策を実施して実習生を受け入れて来ましたが、今年度は現時点での実習生受け入れはありません。実習生受け入れにあたっては、オリエンテーションを実施し、面談で、どのクラスの実習を経験してきたかを確認し、実習生の希望も踏まえ、実習クラスや内容などを決めています。実習生を指導する職員は事前に実習生受け入れに関しての相模原市主催等の研修会に参加して準備しています。また、研修内容は他の職員と共有しています。実習生受け入れに関してのマニュアルの整備等が期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページの活用により、法人、保育園の理念や保育方針、保育目標、保育の内容、決算情報等が適切に公開されています。保護者からの苦情・相談の体制は「保育のしおり」に掲載し、入園式などで説明して周知しています。保護者から文書で苦情を受ける事は殆どなく、口頭での苦情・相談になっています。保育士とのコミュニケーションが良く取れているため、クレームになることは現在ありません。地域支援活動として毎週金曜日の園庭開放やベビーマッサージ、クラシックコンサートなどを実施しています。

第三者評価結果

22

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 - b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 - c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われています。法人は「管理運営規定」により、職員の職務内容を明確に定め、園における事務・経理は担当者が実施し、園長が管理しています。園での金銭の取り扱いは小口現金のみです。法人は公認会計士による監査を実施し、監査結果をホームページで公開しています。園における内部監査は毎月会計士が来所して領収書と出納帳の照合等、事務・経理・取引等に関し監査しています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

地域との交流は、新型コロナ感染予防に留意し、感染の状況を見ながら交流を行っています。事業計画で「世代間交流」として①地域や在園児の祖父母との交流②幼保小連携事業。「地域子育て支援事業」として①園庭解放②絵本貸し出し③育児相談④子育て支援事業(子育てサロン)等を計画していましたが、今後は子育てサロン活動等を実施していく予定です。毎年自治会の防災訓練に職員が参加し、活動しています。毎月年長児が交代で園長と小学校に出向き、園だよりを届けて交流し、小学校だよりを受け取って園の玄関に掲示しています。

第三者評価結果

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
 - b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
 - c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 - イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 - ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 - エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 - オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>
 法人の中期計画や園の事業計画でボランティア受け入れ協力の方針を明示しています。また、「保育園のしおり」で保護者に対してもボランティア受け入れを周知しています。今年度は夏に相模原市の企画による高校生インターシップを実施し、11月には中学生の職場体験が予定されており、学校教育へ協力を行っています。実施にあたっては担当教師と園で事前打ち合わせを実施し、準備体制を整えています。参加者には研修や支援活動等はありませんが、当日オリエンテーションを実施しています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
---	----------

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
 - b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
 - c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>
 子どもにより良い保育を提供するために必要となる関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、それらの関係機関等との連携は適切に行われています。関係機関への連絡などは園長・主任が対応しています。課題を発見した際は職員会議等で説明するなどして、職員間で情報を共有し、問題があった際は、相模原市南子育て支援センターに相談・通報し、情報交換しています。迷った場合は通報と決めて取り組んでいます。子育てセンター内の支援班からの問い合わせにも対応しています。職員は子どもの顔色や身体の傷、臭いや体重の増え方等に注意を払っています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
---	----------

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>
 相模原市私立保育園園長会が毎月開催されています。相模原市の担当課長も参加し保育に関する地域の課題等の話し合いや研修を実施しています。園長会では災害時などに在園していない乳幼児を、保育園で一時預かりをするシステム「災害時乳幼児支援ステーション」を立ち上げ、災害時の育児支援協定を市と締結しています。園は現在近隣5園共同で災害時の対応施策を準備しています。今後、民生・児童委員等との連携強化や、地域の母子に対する定例的な育児相談会などの実施により、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めることが期待されます。

第三者評価結果

27

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
--	----------

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
 - ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>
 毎年自治会の防災訓練に職員が参加し、地域との連携を深めています。また毎年園では「クラシックコンサート」を実施し、子どもたちにとって生の楽器の音楽鑑賞の体験会とすると共に、保護者や地域の方々への公開活動として参加を募っています。相模原市と協定した「災害時防災ステーション」としての機能を有し、避難場所として登録されています。今後も自治会や近隣住民等と折に触れ交流し、協力関係を構築されることが期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
 - ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>
 保育理念、保育方針に子どもを大切にすることや子どもの人権を明示し、年度初めに職員会議を開き、園長より理念、方針を職員に伝えています。理念や方針はクラスや玄関に掲示しています。「職員の心得」が定められ、子どもに対する態度や言葉遣い等についても明記し、子どもの人権を守り、一人ひとりの個性を尊重した保育を行っています。職員は人権養護セルフチェックを年2回実施し、結果は職員会議で共有し、自己の反省と改善につなげています。男女で色を固定しないなど、性差への固定観念を植え付けないように配慮しています。

第三者評価結果

29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>
 子どものプライバシーが守られるように配慮を行っています。外から見られるような個所には、カーテンやスクリーンを取り付けて目隠しにしています。水着などに着替える際には、男女に分かれて着替えています。おもらしをした時は、他の子どもにわからないように、トイレで着替えるよう促すなど、配慮しています。子どもが一人になりたい時や、落ち着いて過ごしたいときは、段ボールで作ったパーテーションで空間を確保できるようにしていますが、いつでもプライバシーを保つことが出来る空間づくりの工夫が期待されます。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
 - ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - エ 見学等の希望に対応している。
 - オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>
 法人ホームページには、法人理念、保育理念を示し、法人全体の取組や考え方が示されています。園のホームページは、相模原市のホームページからアクセスすることができます。デイリープログラムや年間行事、利用料などを写真や表で、分かりやすく説明しています。リーフレット「保育園のご案内」を作成し、理念、方針、デイリープログラムなど、図や絵を使用し、誰でも分かる内容にしています。見学者にはリーフレットを渡して園内を案内し、質問に答えています。誰でも手に取れる、公共の施設等へのパンフレットなどの配置が望まれます。

第三者評価結果

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>
 入園が決まると、個人面談を行います。生育歴や家庭での様子を聞き取り、保護者の意向も確認しています。事前に配布した、「保育園のしおり」を使い、入園に際し必要な事項を丁寧に説明しています。入園時の説明会では、重要事項説明書の内容を説明し、「肖像権等の個人情報の提供及び利用」と合わせて同意をもらっています。重要な変更は文章を作成して同意書をもらっています。行事等の変更は掲示とともに、登園時に入力するタブレットでも周知しています。配慮が必要な保護者への説明についてルール化することが期待されます。

第三者評価結果

32

	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
--	---	----------

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>
 転園時には、南区役所に転園届けを提出しています。転園先には、保護者から依頼がある時のみ、引き継ぎ書類を作成し情報提供しています。保育所の利用が終了した後の相談先については、チラシを玄関入り口に置き、配置していますが、説明や配布は行っていません。保育所の利用が終了した後は、園長と主任が窓口となり、いつでも相談が可能と口頭で伝えていますが、文章は作成していません。利用終了後の相談窓口や相談方法を書面で伝えることも期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
--	--	----------

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。
- オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>
 保育日誌に日々の子どもの様子を記録し、子どもの満足度を把握するとともに、送迎時やクラス懇談会での保護者とのやり取りで子どもの様子を聞き、子どもの満足度の把握に努めています。保護者の意向や満足度は、行事後のアンケート、送迎時のやり取り、個人面談、クラス懇談会や連絡帳などから把握しています。また、玄関に意見箱を設置し、匿名で意見が述べられるようにしています。アンケートの結果等は職員会議で検討し、行事内容を変更するなど改善に活かしています。保護者懇談会は年2回開催し、個人面談は希望に応じて随時開催しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
 - ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
 - ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
 - エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
 - オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
 - カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
 - キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>
 苦情解決のマニュアルがあり、仕組みが確立されています。苦情解決の責任者、受付担当者、第三者委員を設置し、園の入り口に掲示しています。苦情窓口や対応については、入園のしおりに記載し、入園時に説明しています。意見箱と用紙を園の玄関に設置し、匿名で意見を出せるようになっています。苦情があった場合は、マニュアルに則って速やかに対応し、苦情内容、対応状況、改善策などを記録して保存し、職員会議で共有する仕組みとなっています。

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

「保育園のしおり」に意見、要望や相談、悩み事がある場合の、相談方法や複数の相談先があることを載せ、入園時に保護者に説明しています。相談先は園の玄関に掲示しています。相談には、必要に応じてランチルームを使用し、プライバシーを守れるよう配慮して相談しやすい環境を作っています。職員はカウンセリングの研修に参加しています。参加していない職員には、園内で伝達研修を開催し、聴くスキルを身につけ、実践につなげられるようにしています。相談内容は、保護者了解の上で記録し、職員間で共有しています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
 - ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

職員は、送迎時に子どもの様子を細かく保護者に伝えたり、日ごろから積極的に声かけし、話しやすい雰囲気づくりに努めています。保護者からは、行事ごとや年度末にアンケートを実施して意見を把握し、玄関の意見箱から匿名でも意見を出せるようにしています。相談内容や意見は、職員会議で共有し、ミーティングノートに記載することで職員全員が把握しています。対応マニュアルは苦情解決の仕組みと一体的に構築され、法人が作成しています。見直しも法人が行い、園としては行っていません。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

危機管理マニュアルに基づき、事故報告書、けが報告書、ヒヤリハット報告書等の書式があり、体制が整備されています。リスクマネジメントの責任者は園長です。事故検証委員会が設置されており、事故が起きたときは、状況を細かく報告書に記載し、内容を検討し、結果を職員会議で周知して改善を図るといった仕組みがあります。今年ヒヤリハットの報告がありませんでした。今後は小さな「ヒヤリ」も報告書に記載し、事例収集を行い、データ活用することが期待されます。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>
 感染症対応マニュアル、保健衛生マニュアルがあり、それに基づく管理体制が整備されています。登園禁止基準や感染症が発生した場合の対応方法は感染症マニュアルに明記され、職員間で共有しています。毎年一人職員が感染症予防の研修に参加し、園内で伝達研修を行い、全職員に周知しています。「保育園のしおり」に健康管理の項目があり、入園時に保護者にも周知しています。感染症が発生した時は、送迎時に利用するタブレット端末に詳細を載せ、保護者に伝えていきます。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
--	----------

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
 - b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ア 災害時の対応体制が決められている。
 - イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - オ 防災計画等整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>
 地震や豪雨などの災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っています。避難訓練年間計画書を作成し、月1回、避難訓練や通報訓練、引き取り訓練等の防災訓練を、地域の消防署の協力を得て行っています。様々な場面を想定し、職員が毎月交代で避難方法を考え、計画書を作成しています。引き取り訓練は、園の緊急メールを使って行っています。実施後は、クラスで反省点を出し、職員会議で改善点などについて話し合っています。備品は、保健衛生係が担当となり、リストを作成し管理しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>
 標準的な業務マニュアルとして、デイリープログラムで業務の手順を定めています。法人が作成した職員心得、感染症対策、保健衛生、危機管理、園外保育活動などの各種マニュアルが整備されています。全体的な計画に基づき、クラスごとに年間指導計画、月案、週案を作成しています。それを基に一人ひとりの個性を踏まえ、計画に沿った保育を実施しています。標準的な保育の実施については、法人の研修や職員会議での話し合いで職員に周知しています。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>
 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っています。全体的な計画は、年度末に全職員で見直し、子どもの姿や、保育内容がふさわしいか話し合い、アンケートや送迎時のやり取りで把握した保護者の意見も検討して、翌年の計画に反映させています。各種マニュアルの見直しは法人が行っていますが、園内で行われる会議で意見が出た時は、園長が、園長会や法人事務局へ連絡し、マニュアルの見直しに反映させています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

b

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 - b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 - c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画作成の責任者は園長です。入園前の個人面談での聞き取りや、入園時に提出してもらうプロフィールシートなどから、本人状況、家庭環境、保護者の要望などを把握しています。その情報をもとに、必要に応じて、様々な関係職員と関係機関が面談を行い、課題や保護者の意向を確認し、個別の指導計画に反映させています。全体的な計画に基づいてクラスごとの指導計画を作成しています。計画書には、反省、評価、改善欄があり、振り返りや評価を行う仕組みが構築されています。配慮が必要な子どもはいますが、支援困難ケースはありません。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
 - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>
 日誌は毎日、月間指導計画は毎月、年間指導計画は4期に分け、自己評価と改善すべき点を記載し、園長と主任が確認しています。それぞれ、週末、月末、翌年度初めに職員会議で話し合い、次の計画に反映させています。保護者の意向は入園前の個人面談や入園時に提出する書類、アンケート等で把握しています。変更や見直しがある場合は各会議や書面で周知しています。急遽変更する場合の仕組みについては確認できませんでした。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
 - ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>
 子ども一人ひとりの保育の実施状況を記録して、職員間で共有しています。子どもの情報は、定められた書式に記載し、個別のファイルに集約しています。子どもの様子は0歳児は毎月、1～2歳児は2ヶ月ごと、幼児は3ヶ月ごとに個人記録に記載しています。子どもの状況や情報は記録でも確認できますが、乳児会議、幼児会議、職員会議で共有し、ミーティングノートに記載することで、必要な情報が必要時に届くようにしています。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

「個人情報マニュアル」「守秘義務マニュアル」などがあり、子どもに関する記録は適切に管理されています。個人情報の取り扱いについての研修を年1回、園内で実施しています。個人情報が記載された書類の管理責任者は園長で、個人情報に関する記録類は事務所内の鍵のかかるキャビネットに保管しています。入園説明会で保護者に個人情報に関する説明を行っています。肖像権等の個人情報提供については、保護者から同意書を得ています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
 - ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成しています。年度末に園の保育理念、保育方針に基づき、職員会議で評価を行って見直し、次年度の計画に反映させています。年度初めに、保育所の理念や方針、目標を、園長が各会議で周知しています。全体的な計画の作成に際しては、子どもの発達過程、家庭の状況や自然に恵まれた環境、地域との交流、子育て支援も考慮し、年度初めに作成しています。教育と保育の特色としては、絵画や英語教室などを通して多面的知的能力を育む教育、絵本、音楽、リズムなど身体を通した表現活動、地域の自然を生かした活動、配慮が必要な子どもと一緒に保育するインクルージョン(統合教育)の実施などがあります。また、小学校との連携に鑑みて、自らが能動的に考え学習する教育法アクティブラーニングを用いています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保健衛生マニュアルがあります。衛生安全係を設置し、子どもが心地よく過ごせる環境の整備を行っています。空調は園全体のものですが、各保育室で設定することもできます。保育室には加湿器を置き、温湿度計を設置し、必要に応じて換気を行い、常に適切な状態に保つことができるようにしています。0歳児と1歳児の保育室は床暖房となっています。保育室は窓が大きく、十分な採光で、ロールカーテンを取り付け、採光を調整することが可能です。食事と午睡のスペースを分けています。保育室とトイレに衛生チェック表を貼り、毎日清掃後にチェックし、漏れが無いようにしています。清掃と同時に安全点検も行っています。毎日園内の安全チェックを行い、危険な個所や破損があれば直ちに整備しています。子どもが落ち着きたい時には、仕切った空間を作って対応していますが、空間づくりのパーテーション設備の見直しが期待されます。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの発達過程や家庭環境は、入園前の個人面談で丁寧に聞き取りを行い、把握しています。入所時に提出するプロフィールシートには、子どもの状況、家庭の状況、要望、子育てでの悩み事を保護者に記入してもらっています。連絡帳や送迎時の会話からも子どもの家庭での様子を把握しています。一人ひとりの子どもの個人差を把握し、ケース会議や職員会議で情報を共有しています。対応の仕方なども職員全体で共有し、一人ひとりを尊重した保育を行えるようにしています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、保育士は、落ち着いた雰囲気の中で、一人ひとりの子どもの気持ちを受け止めるよう心掛けています。自分の気持ちを表現することが苦手な子どもには、気持ちを代弁し、せかす言葉や制止させる言葉を不用意に用いないようにしています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

一人ひとりの子どもの発達に合わせて、それに応じた方法で、基本的な生活習慣が身につけられるよう配慮しています。ロッカーやタオル掛けは園児一人ひとりに用意し、乳児は個別のマークを決め、幼児からは名前をつけて、自分で自分の物の管理に取り組めるようにしています。朝の支度や制服の着脱など、一人ひとりの子どもの発達に合わせて手伝ったり、一人でできるよう見守っています。歯磨きや手洗いの大切さは、発達年齢に合わせて分かりやすく話しています。手洗いの仕方が書かれたポスターを洗い場に掲示し、自分でやろうとする気持ちを促し、上手にできる手助けとなるようにしています。発達に合わせた目標を掲げ、家庭と連携を図り、家庭でのリズムを考慮して、段階を踏んでの生活習慣が身につくよう支援しています。できた時には一緒に喜び、達成感が得られるようにしています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

b

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。

- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもが自主的・自発的に生活と遊びができるよう環境づくりに努めています。子どもが、自分で好きな絵本やおもちゃを選んで遊べるよう、年齢や発達にあったものを、子どもが取り出しやすい位置に収納しています。おもちゃは様々なものを準備し、コーナーに分けて、遊び込めるようにしています。4、5歳児の保育室には廃材を用意し、子どもが自由に制作できる環境を作っています。園の周辺は森や公園が多く緑に囲まれています。天気の良い日は散歩に出かけ、豊かな自然の中で思いっきり身体を動かしたり、虫や草花を見つけて楽しむことができます。散歩中に地域の人に挨拶したり、交通ルールを学ぶ機会にもなっています。朝と夕方は異年齢の合同保育となります。小さい子どもが大きい子どもの真似をしたり、大きい子どもは、小さい子どもと一緒に遊ぶことで、小さな子どもを思いやる気持ちを育てています。

第三者評価結果

A6

<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
---	-----------------

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
 - ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

0歳児は個人差が大きいので、食事、お昼寝、遊びの空間を別にし、一人ひとりの状況に合わせて長時間安心して過ごせるような環境作りをしています。0歳児の保育においては、特定の保育士を担当として配置し、子どもが愛着関係を築けるよう配慮しています。絵本やおもちゃは月齢にあったものを用意し、子どもが、興味のあるものを自分で取り出せるよう、低い棚に収納しています。発達に合わせて部屋の配置を変えたり、おもちゃもこまめに入れ替えています。活動した後は、静かな空間を作り、落ち着いた雰囲気でも過ごせるよう努めています。保育士は笑顔とスキンシップを大切にし、子どもの表情や子どもの発語に応えています。家庭とは連絡帳や送迎時に積極的にコミュニケーションをとることで連携を密にし、一人ひとりの子どもに応じた保育を行っています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

養護と教育が一体的に展開されるよう、適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。1歳以上3歳未満の保育においては、子どもが自分でやりたい気持ちを大切にしながら、適度な関わりで見守り、できないことは少し手伝い、できた時には十分褒めています。ズボンをはきやすいトイレの近くに椅子を用意したり、机や椅子は年齢で高さを変えています。子どもたちから発信があれば、それを保育に取り入れるなど、自発性を大事にしています。好奇心が旺盛な時期であり、発達に合ったおもちゃや絵本を用意し、季節ごとに入れ替えています。また探索活動ができるように、保育室や園内の安全管理に努めています。自分の思いを言葉に上手くできない子どもには、保育士が代弁し、友達との中立ちをしています。保護者とは、園での様子、家庭での様子を情報交換し、連携しています。家庭での状況や生活を配慮して、保育を行っています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあがる活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
 - エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳以上の保育では、集団遊びを取り入れて、友だちと一緒に遊ぶ楽しさや充実感を味わえるようにしています。保育士は友だちとの関わりを見守ったり、集団生活が難しい子どもには、個別に配慮しながら、個々のペースを守りつつ集団に参加できるよう声かけをしています。4歳児の保育では、ルールのある遊びを取り入れ、5歳児は友達と協力してやり遂げることを大切にしています。4、5歳児の保育室には、廃材を置き、自由に表現活動ができる環境を作っています。また、テーマを決めて制作活動に取り組み、友達と相談したり、完成させた時の達成感を味わえるようにしています。5歳児クラスは、園長と近隣の小学校へ園だよりを届けに行き、小学校に親しむ機会となっています。園の運動会も近くの小学校の校庭を借りて開催しています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

特別な配慮が必要な子どもには、個別支援計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けています。保護者や関係機関と連携を図り、その子どもにとって最良な環境を提供するため、時には下のクラスに変えるなどしています。クラスの同じ空間に、障害のある子の机を用意し、その子が安心できる空間づくりを工夫し、過ごしやすい環境を整え、一緒に活動することで共に成長できるようにしています。障害のある子の状況を、ケース会議、クラス会議、職員会議で共有し、全職員がその子どもを理解し、一貫した対応が取れるようにしています。本人にとって苦手な事、難しいことを家庭と共有し、園と家庭で同じ対応をすることで安心して過ごさせています。職員は研修に参加し、必要な知識や情報を得ています。1階のトイレは車いすでの利用が可能な広さです。エレベーターが無いので、足の悪い園児は2階への移動が困難な状況です。

第三者評価結果

A10	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

8時半から16時半までの保育時間に加え、朝は7時から帰りは19時まで延長保育が可能です。朝と夕方は合同保育になります。長時間にわたる保育を利用する子どもに対しては、連絡帳や送迎時のやり取りで、子どもの様子を把握し、休息が取れるよう配慮し、無理のない活動にしています。子どもの生活のリズムや、心身の状態を把握し、生活の連続性を踏まえて保育を行っています。保育士間での引き継ぎは、引き継ぎ簿に記入しています。引き継ぎ簿を使い、保護者へ伝え忘れのないようにしています。在園時間が長くなる子どもには、補食を提供しています。延長保育では、利用人数に応じて、乳児、幼児が合流する時間を変えたりして、ゆったりと過ごせるようにしていますが、人数が多くなることもあり、十分とは言えません。

第三者評価結果

A11	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画に小学校との連携や、育む資質や能力について明示し、それに基づき5歳児の年間計画を立てています。毎月5歳児クラスの園児は、園長とともに近隣の小学校に園だよりを届けに訪問し、その際授業を参観しています。運動会は小学校の校庭を借りて開催しています。そうした経験を通し、小学校への興味や関心をもち、期待を膨らませる事ができるようにしています。以前は、5歳児は近隣の小学校を訪問し、校内の見学や小学生との交流をもっていました。コロナ禍のため、最近では小学校の先生から学校の様子が分かるDVDや、一日の流れが分かるポスターなどをもらい、学習しています。小学校での生活に無理なく馴染めるように、給食の配膳体験をしたり、1月からは午睡をなくしたりしています。5歳児担任は、幼稚園、保育園、小学校との研修に参加し、情報交換を行っています。就学に向けての取組を保護者にも伝えていますが、より積極的に機会を設けることが期待されます。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づいて適切な健康管理を行っています。毎朝登園時に保護者から家での子どもの様子や体調確認を行い、連絡帳やタブレットでの入力情報も確認し、職員間で共有しています。子どもの体調の悪化や怪我をした時は、園長、主任に報告の上、速やかに保護者に連絡し、必要な対応をとり、事後にも確認をしています。年間保健指導計画を作成し、子どもの健康管理に取り組んでいます。保護者に対しては、保健だよりを発行して、子どもの健康に関する情報や園での取組を伝えています。園児には個人ファイルがあり、既往症やアレルギー、予防接種など健康に関する情報が記録されていて、職員は閲覧することができます。うつ伏せ寝は禁止です。SIDS(乳幼児突然死症候群)に関するポスターを玄関と各クラスに掲示して注意を促しています。午睡の際に、0歳児は5分毎、1歳児以上は10分毎に呼吸の確認を行っています。

第三者評価結果

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
-----	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

園の嘱託医により、内科健診を、0歳児は年6回、1歳児は年4回、2～5歳児は年2回行い、歯科健診は年2回、尿検査は年1回、それぞれ行っています。検診結果は保護者に書面で伝えています。異常がある時は保護者と結果を共有し、必要に応じて、保護者に受診してもらっています。身長・体重は毎月測定し、測定結果は、成長グラフとして記録しています。歯科健診の前には、0歳児は口を開ける練習をします。歯磨きの仕方の絵本を読んだり、3歳以上の子どもは食後に歯磨き指導を受けています。

第三者評価結果

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>
 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「食物アレルギー対応給食マニュアル」に基づいて対応しています。アレルギーのある子どもの食事提供については、入園の個人面談で詳細に聞き取り、入園後は月末に翌月の献立を渡し、面談を行っています。食事は医師の指示書を基に除去食を提供しています。職員会議でアレルギーのある子どもの情報を共有しています。食事はトレーの色を変えるなど、視覚的にすぐ分かるようにし、ふきんや食器なども他の児童と分けています。除去食のチェックは、調理場とも情報共有して毎回行っています。食べる時には必ず近くに職員がついて誤食のないようにしています。アレルギーや痙攣のある子どもの一覧を事務所内の外からは見えないところに掲示し、職員が確認できるようにしています。職員は研修に参加し、必要な知識や情報を得たり、技術を習得しています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
 - ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
 - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
 - ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
 - エ 食器の材質や形などに配慮している。
 - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
 - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
 - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
 - ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>
 食育計画があり、食事を楽しむことができるよう工夫をしています。年間計画、月間計画に目標を定め、子どもの発達に合わせた食育計画が作成されています。プランターで野菜を育て、収穫し、見る、手で触る、匂いを嗅ぐなどし、調理して食べています。3歳からはクッキング活動も取り入れていて、自分たちが育てた野菜を調理しています。食育係を設け、毎月食育の日には、季節の野菜に触れるなどし、興味を持てるようにしています。秋には近隣のさつま芋畑で芋ほりを体験させてもらい、収穫したサツマイモはおやつにして食べています。4、5歳児はランチルームでのビュッフェ形式の食事で、食べる量は自分で決めてよそい、お代わりも自由です。家庭には園での食育の取組や子どもの様子を伝えたり、また、家庭での様子を聞いたりして、連携を図っています。

第三者評価結果

A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

給食の調理は給食業者に委託しています。調理場はランチルームから見える作りになっています。献立は栄養士が中心となって立てています。食事は旬のものを利用し、季節ごとに行事食を提供するなどしています。栄養士に0歳児の様子を見てもらながら離乳食の進め方を決めています。食材の形や大きさ、味付けなど、子どもの発達やその日の体調にあわせ、担任と栄養士、調理員と相談しながら調整しています。栄養士がクラスをまわり、子どもたちの様子を見たり、残食調査を行っています。結果は職員会議で報告し、改善につなげています。食事を楽しむことを大切にしている、苦手なものを無理に食べさせることはしていません。小さく切るなど形状を変えてみたり、一口を少なめにしてみたり、無理のないようにしています。衛生管理マニュアルがあり、衛生管理が適切に行われています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

0～2歳児の乳児クラスは毎日連絡帳を活用し家庭との連携を行っています。0歳児クラスはA4サイズの乳児用連絡ノートで、家庭からの連絡・園からの連絡を1日1枚の複写・切り取り式用紙に記録して伝えています。1～2歳児クラスは小型の乳児連絡帳を活用し、日々の様子、活動内容、家庭での様子を保護者とやり取りしています。3～5歳児クラスではクラスごとに「今日のできごと」を送付して保護者に園での子どもたちの活動の様子を伝えています。送迎時には、その子に応じた様子を伝え、健康に過ごせたり、成長が感じられるよう話を行っています。入園説明会や入園式などで保育方針・保育目標等を伝えています。保護者は保育参加・参観日に参加して、園での生活を体感・体験することによって、保育の理解度を深めています。園だよりやクラスだよりを発行して保育内容を伝えています。保護者からは保育の様子を見る機会を増やしてほしいとの要望があります。今後はICTアプリの導入を図り、保育の様子をより多彩な表現で保護者に伝えることを検討しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
 - ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - オ 相談内容を適切に記録している。
 - カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者が安心して子育てが出来るよう支援しています。登降園時には保育園での様子を細かく伝え、保護者とのコミュニケーションを大事にしています。保護者からの相談はいつでも受ける旨、クラス懇談会で知らせています。相談の内容によっては、クラス担任と園長もしくは主任が同席し、保育士では対応できない相談について、適切な助言を行っています。面談の中で必要に応じて、相模原市子育てセンター等の支援機関の紹介を行っています。相談内容は記録すると共に、職員間で情報共有をしています。クラス懇談会は年度の始めと年度末に実施され、園長から保育の内容を詳しく説明し、年度末では次のステップへの準備事項なども伝えています。

第三者評価結果

A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
-----	--	---

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
 - ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。

- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

園では虐待防止マニュアルを整備し、園内研修を実施し職員の知識を深めています。登園時や着替えなどの際に発見した自宅での怪我は、写真を撮って記録し、虐待が疑わしい時は園長へ報告しています。園長は虐待が疑わしい場合、迷った場合は「相模原市南子育て支援センター」に通告し、相談しています。写真撮影に際しては、十分配慮して実施しています。登園時は特に虐待等権利侵害の兆候を見逃さないよう、園児のいつもと違う様子や臭いなどに注意を払い、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めています。また、育児等で悩んでいる家庭には面談をして話を聞き、内容によっては「相模原市子育て相談センター」を紹介して保護者の支援に取り組んでいます。園では虐待防止への取組を職員間に周知し、連携して取り組んでいますが、園長は虐待の予防のための取組は、まだ十分な対応が出来ていないと捉え、更なる取組を模索しています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
 - ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

保育士自身が主体的に保育実践を振り返り、自己評価を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。自己評価は上期・下期の2回行い、園長との面談は目標設定時と上期終了時の2回実施し、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。園では保育士一人ひとりの自己評価を集計・分析し、園の自己評価を作成・公表し、次年度の保育実践に活かしています。また、日々の保育日誌や月間指導計画ごとに保育を振り返り、自己評価を行っています。保育士の自己評価が互いの学び合いや意識の向上に繋がっています。保育士は自身の振り返りを基に、良かったことや出来たこと、出来なかったこと、反省点を整理し、その理由等を探求し、今後はどうしたら良いか等、振り返りを生かして学んでいます。



株式会社フィールズ
〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F
TEL:0466-29-9430
Mail:hyouka@fieldsshonan.jp